

新旧対照表（機材分野）

ページ (新版)	項目	旧（2019年10月版）	新（2023年4月版）	理由
目次	第3章 事業費の構成	3-2-2 梱包輸送費	3-2-2 輸送梱包費	修正
16～64	P16 1か所 P64 1か所	品質管理会議	品質管理会議・安全パトロール	安全パトロールの追加
	表3-3 現場管理費の内容	18. 品質管理会議に要する費用 品質管理会議に本邦から参加する従業員の person 費、海外渡航費、海外滞在費	18. 品質管理会議・安全パトロールに要する費用 品質管理会議・安全パトロール(※)に本邦から参加する従業員の person 費、海外渡航費、海外滞在費 ※無償資金協力事業における施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール実施要領に基づく。以下「安全パトロール」とする。	安全パトロールの追加
20	4-1-3 積算方法・条件等	(1) 通貨交換レート 日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点より過去3ヶ月の平均レート（日本円から基軸通貨/現地通貨への交換には主要銀行TTSレート、現地通貨から基軸通貨/日本円への交換には主要銀行ITBレート）を使用する。現地通貨のレートが日本国内で入手できない場合は、現地の公的機関（中央銀行、財務省等）のITBレートを入手し使用する。	(1) 通貨交換レート 日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点より過去3ヶ月の平均レート（日本円から基軸通貨/現地通貨への交換には主要銀行TTSレート、現地通貨から基軸通貨/日本円への交換には主要銀行ITBレート）を使用する。現地通貨のレートが日本国内で入手できない場合は、現地の公的機関（中央銀行、財務省等）のITBレートを入手し使用する。 基軸通貨は小数第2位までの日本円表示とし、3位以下は切り捨てる。現地通貨は、原則有効数字5桁までの日本円表示とし、6桁以下を切り捨てて求める。	説明追加
28	4-1-2 数値単位・計算基準	2) 通貨の円換算 現地通貨、基軸通貨の日本円への換算は「事業費総括表」（様式は第6章による）の中でのみ行い、計算過程（見積書、単価表、代価表、内訳書等の中）では行わない。ただし、間接工事費と一般管理費等は除く。	2) 通貨の円換算 現地通貨、基軸通貨の日本円への換算は「事業費総括表」（様式は第6章による）の中でのみ行い、計算過程（見積書、単価表、代価表、内訳書等の中）では行わない。	但し書き削除
21	4-1-3 積算方法・条件等	(3) 価格の変動 2) 算定方法 【ローカルポーション】及び【外国調達ポーション】 ①IMF等が設定している対象国の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。 【ローカルポーション】 ③①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。（物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。）	(3) 価格の変動 2) 算定方法 【ローカルポーション】及び【外国調達ポーション】 ①IMF等が設定している対象国の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。『積算時点で公表されている最新データを用いることを原則とする』 【ローカルポーション】 ③①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。（物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。） ※算出にあたっては、各年複利方式を用いる。単利方式や単純な足し算は用いないこととする。	説明追加
31および34	4-1-3 積算方法・条件等	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について（内容省略）： 全文箇条書きにしておわかりやすくする。 以下の部分のみ一部追記あり（新の⑥の箇所）。 なお、見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼する。	各種機材価格、経費、据付工事費等の見積は以下のとおりとする。 1) 見積依頼（徴収） ①原則として、見積は3者（社）以上から徴収する。 ②見積依頼先の選定にあたっては、日本、第三国、現地にかかわらず、規模、実績、技術力、信用度等を総合的に調査・検討し、現実的に対応可能な信頼性のある機関、会社等を選定しなければならない。 ③機材価格、経費（各種料金等）、労務賃金等については、可能な限りそれぞれの取扱機関、会社等に直接依頼することが原則であり、専門業者等に安易に一括して依頼することは避けなければならない。 ④見積を依頼するにあたっては、見積対象の性能・機能・精度、品質・規格・形状・寸法、機種・仕様、図面等および納入場所、所要数量、所要時期、使用期間等の見積依頼内容・条件等を明確に提示する。 ⑤見積価格（単価）の査定を容易にするため、見積価格（単価）の構成内訳をできるだけ詳細に記載（機材価格、各種料金、労務単価、輸送費、材工単価等の見積依頼事項ごとに、それぞれ包含される構成要素ごとの価格、諸経費、付加価値税等に分けて）させるよう、あらかじめ必要事項を十分検討・整理した見積書式を作成・提示する。 ⑥見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼するとともに、会社名、社印、担当者サイン、日付、全ページのインシリアルサインがあるかを確認する。見積もりはオリジナルでなく、電子データの送付であってもよい。	箇条書きに変更 説明追加
(上記続き)	(上記続き)	(上記続き)	2) 見積査定 ①見積価格（単価）を査定するにあたっては、見積依頼内容・条件等と各見積書の見積内容との整合性、適合性等を精査し、見積書相互の相違点、類似点等を的確に把握したうえで、それぞれの見積書について、過去の見積査定資料、カタログ・参考文献、類似の価格（単価）・経費・工事費等との比較・照合を行う。 ②不明な点については見積提出者に説明を求める等により、包含される構成要素ごとの価格、諸経費等を十分精査・検討し、必要に応じ補正あるいは不要のもの（付加価値税等）を削除する等、見積価格（単価）を適正に査定する。 ③精査の過程で不適切とみなさざるを得ない見積書があった場合は、当該見積書提出者に修正を求めるか、見積依頼先を選定し直し、別途、見積を徴収する等の措置を講じ、再度、前述した精査、検討、補正、査定等を行う。 ④各見積書が適正なものとなれば、査定最低価格（単価）をもって積算価格（単価）とする。	箇条書きに変更 説明追加
74	補足事項：紛争地における報酬加算	(記載なし)	補足事項：紛争地における報酬加算 2023年の閣議決議以降（2023年2月を含む）の案件で、以下の「(1) 適用地域」で現地業務を行う案件に限り、報酬加算を行うことができる。 (1) 適用地域 コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインに記載の国・地域を対象とするが、現場の安全管理に対するインセンティブの付与の観点から、安全管理が必要な範囲に絞らねばならないこととする。 (2) 報酬の加算方法 紛争影響地域への滞在を目的とした渡航の person 費を対象とし、現地業務におけるコンサルタントの間接費の中で通常地域の一般管理費に10%を上限として報酬加算する。	紛争地における報酬加算の追記